

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（単体における事業年度の開示事項）

第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（1） リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

（2） エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

（1） 使用する内部格付手法の種類

（2） 内部格付制度の概要

（3） 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による農林中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

（i） 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

（ii） ソブリン向けエクスポージャー

（iii） 金融機関等向けエクスポージャー

（iv） 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

（v） 居住用不動産向けエクスポージャー

（vi） 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

（vii） その他リテール向けエクスポージャー

三 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ 農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、農林中央金庫が行った証券化取引（農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第三号に掲げる出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第六十五条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第二項第十号において同じ。）

九 金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第十号、次条第二項第十一号及び同条第三項第十一号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 農林中央金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による農林中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リス

ク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち農林中央金庫が使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち農林中央金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ヘ 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第七号において同じ。)

二 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項(自己資

本比率告示第百二条、第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百三十条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額

に相当する額を減額した額) (基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保 (基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー (信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。) の額 (内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額 (零を下回らないものに限る。) の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 (派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額 (カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、農林中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、農林中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (9) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 農林中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 農林中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (3) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、農林中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
 - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

ージャーについて区別して記載することを要する。)

- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 農林中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 農林中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項(特定取引に係るものを除く。次

条第四項第八号において同じ。)

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九 金利リスクに関して農林中央金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

- (2) エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスポート（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートについて区別して開示することを要する。）
- (ii) ソブリン向けエクスポート
- (iii) 金融機関等向けエクスポート
- (iv) 株式等エクスポート（株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）
- (v) 居住用不動産向けエクスポート
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vii) その他リテール向けエクスポート

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別
- ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
 - ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
 - ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明
 - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
 - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
 - (1) 当該手法の概要
 - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
- 十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって農林中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 - 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
 - (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
- ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第七号において同じ。）
- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれ

らのエクスポージャーの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項（自己資本比率告示第百二条、第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百三十条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
 - (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係

る EL_{default} を含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバ

タイプの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (9) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エク

- ポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (3) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポ

ージャーについて区別して記載することを要する。)

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

- イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式等エクスポージャー
 - (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

- 5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号並びに次項第二号において同じ。)末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- イ オン・バランス資産の額(連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。)
- ロ デリバティブ取引等(自己資本比率告示第五十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。)に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))及びデリバティブ取引

- 等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)
- ハ レポ取引等に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))の合計額をいう。)
- ニ オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。)
- 二 金融機関等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)
- ロ 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。)の保有額
- ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)
- ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場(次号及び第八号において「金融商品市場等」という。)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)
- 三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等からの預金及び借入金額の額並びにコミットメントの未引出額
- ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。)
- ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。)
- 四 発行済有価証券の残高
- 五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- 六 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)の年間の合計額
- 八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- 九 次に掲げる有価証券(流動性が高いと認められるものを除く。)の残高の合計額
- イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

（半期の開示事項）

第四条 第二条（第三項第一号から第九号までを除く。）及び前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第百十六條第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項について準用する。この場合において、第二条第一項中「第百十二條第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百十六條第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、前条第一項中「第百十三條第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百十六條第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、「並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第七項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第五条 規則第百十六條第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率

二 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率

三 単体普通出資等Tier 1比率及び連結普通出資等Tier 1比率

四 単体及び連結における総自己資本の額

五 単体及び連結におけるTier 1資本の額

六 単体及び連結における普通出資等Tier 1資本の額

七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

八 単体における自己資本の構成に関する開示事項

九 貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する

項目のいずれに相当するかについての説明

十 連結における自己資本の構成に関する開示事項

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

十四 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十五 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限り。）

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、農林中央金庫が先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する場合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第一号。第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第四条において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三条第三項第十一号（第四条において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第十一号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第五条第二項の規

定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

前 文（平成二十三年金融庁・農林水産省告示第三号）（抄）

平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第八号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（次項において「新告示」という。）第二条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

2 新告示第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

附 則（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第一号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（農林中央金庫の連結会計年度の開示事項に係る経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項の規定は、平成二十六年三月三十一日前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものについては適用しない。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を削る。

附 則（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第五号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から適用する。

一～三 （略）

四 第六条中農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項第二号の改正規定

（評価・換算差額等に係る経過措置）

第二条 （略）

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 （略）

附 則(平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十七号)

この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則(平成二十七年金融庁・農林水産省告示第三号)

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新告示第四条において読み替えて準用する新告示第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

3 新告示第五条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則(平成二十七年金融庁・農林水産省告示第四号)（抄）

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。（ただし書略）

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 （略）

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 （略）

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則(平成二十七年金融庁・農林水産省告示第五号)（抄）

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 （略）

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 （略）

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、

適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則(平成二十八年金融庁・農林水産省告示第一号)

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。